

令和 7 年 第 5 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和 7 年 5 月 2 8 日（水） 午後 1 時 3 0 分開会
午後 4 時 0 0 分閉会

開催場所 摂津市役所 本館 3 階 3 0 1 会議室

付議事件

議案番号	件 名	審議結果
2 0	令和 7 年度一般会計補正予算第 1 号原案承認の件	承認
2 1	摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件	承認
2 2	令和 7 年度摂津市立味舌小学校学校運営協議会委員追加委嘱の件	承認

報告事項

番号	件 名
1	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
2	摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例制定について
3	令和 6 年度の問題行動のまとめ及び令和 7 年度 4 月までの問題行動等報告について
4	令和 7 年度 4 月までの問題行動等具体的事案及び追跡報告について
5	各課事業日程報告について

その他

番号	件 名
1	摂津市教育振興基本計画総括報告書（素案）について

教 委 委 委	育	長 員 員 員	若狭孝太郎	教育総務部長	安田信吾	こども家庭部長	森川護
			大矢優子	教育総務部副理事	大崎貴子	こども家庭部副理事	松田紀子
			藤村裕爾	教育政策課長	小西仁	兼出産育児課長	
			榊奈津子	学校教育課長	田中大介	こども家庭部副理事	飯野祐介
				学校教育課参事	羽田行伸	兼こども政策課長	
				(教職員人事担当)		こども家庭相談課長	佐野嘉宏
				教育支援課長	武田進介	保育教育課長	湯原正治
				生涯学習課長	千葉郁子	保育教育課参事	中川資子
				学校教育課長代理	樋口三花		
				教育支援課長代理	久米真由美		
				教育政策課長代理	井上智之		
				教育政策課係員	末永侑希		

教育長	ただいまから令和7年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は大矢委員です。よろしくお願いいたします。本日は福元職務代理者が欠席です。 本日は付議事件が3件、報告事項が5件、その他が1件ございます。本日の議事進行について各委員にお諮りいたします。 議案第20号につきましては、会議を公開することで公正な審議が阻害される恐れがあるため、また、議案第21号及び報告事項（4）につきましては、会議を公開することで個人が特定される恐れがございますので、それぞれ関係法令の規定に基づきまして、秘密会として行いたく存じます。 したがいまして、まず議案第22号から、その他1番まで進み、暫時休憩を取り、その後秘密会を宣言して報告事項（4）、議案第20号、議案第21号の順に進みますが、皆様異議ございませんか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしとのことですので、本日の議事につきましては、ただいまご説明した通りに進行いたします。 それでは、議案第22号「令和7年度摂津市立味舌小学校学校運営協議会委員追加委嘱の件」について、学校教育課から説明をお願いします。
学校教育課長	[令和7年度摂津市立味舌小学校学校運営協議会委員追加委嘱の件について説明]
教育長	説明が終わりました。ご質問・ご意見ございましたらお願いします。ご意見・ご質問ございませんので、議案第22号「令和7年度摂津市立味舌小学校学校運営協議会委員追加委嘱の件」について、原案通り承認することに異議ございませんか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。議案第22号「令和7年度摂津市立味舌小

	学校学校運営協議会委員追加委嘱の件」については、原案通り承認いたします。
教育長	続きまして、報告事項（１）「事業実施に伴う後援名義の使用承認について」、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	〔事業実施に伴う後援名義の使用承認について説明〕
教育長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ございますか。
大矢委員	たくさんの行事や後援を求めるということは非常に素晴らしいと思います。ただ楽しいだけの行事じゃなくて、こう意味がある、皆さんに知ってほしいということでされていると思います。 楽しそうな行事がたくさんある中で、子育てに関わるのも多く、ペアレントトレーニングというのがあります。やはり、「子どもにどう親が関わるか」ということを、私たちの世代はあまり学ぶ必要がなかったというか、今はそれでは上手くいかなくなっている。時代が変わってきているので、たくさんの親に、学んでいただきたいと思います。特に発達障害のある子どもの親のペアレントトレーニングですけども、その中でやっぱり親が子どもとどう接するか、諦めてしまっている場合もあるので、諦めずにより良い親子関係で、その中で子どもたちが伸びていくのを実感してほしいなと願っています。以上感想です。
教育長	他はいかがでしょうか。それでは、他にご意見・ご質問がございませんので次へ進みます。報告事項（２）「摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例制定の件について」、こども政策課から説明をお願いします。
こども家庭部副理事兼 こども政策課長	〔摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例制定の件について説明〕
教育長	説明が終わりました。ご質問ございましたらお願いします。

大矢委員	第2児童センターができること大変嬉しく思っております。そして、高校生まで使用できるというのも画期的で良いと思います。なぜなら、中高生の居場所が地域にないということなので、是非、活用してほしいなと思います。高校生だから午後7時までなのでしょうが、小学生は例えば午後5時までとか午後6時までとか、そういう制限は設けていますでしょうか。
こども家庭部副理事兼 こども政策課長	閉館時間につきまして条例上では午後7時までとしております。こちらの運営、運用につきましては、今後、指定管理者制度の導入を検討しており、その指定管理者と協議することにはなりますけれども、考え方としましては、小学生は午後5時くらい、今の第1児童センターと同じくらいで、その後に中高生みたいな形にすることが運用上スムーズにいくのかなというふうに考えております。
教育長	他にご意見・ご質問はいかがでしょうか。他にご意見、ご質問ございませんので次へ進みます。 報告事項（3）「令和6年度の問題行動のまとめ及び令和7年度4月までの問題行動等報告について」、学校教育課から説明をお願いします。
学校教育課長	[令和6年度の問題行動のまとめについて説明]
教育長	令和6年度の部分だけで一旦切って、意見交換等を行いたいと思います。令和6年度の問題行動等の説明がございましたが、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。
榊委員	基本的なこと聞いて申し訳ないのですが、この問題行動について色々と統計をとり、全国と大阪府と摂津市を比べていますが、この「問題行動」というものがどれが問題行動にあたるのかという定義が、この比較している全国、大阪府、摂津市っていうのが一律に揃っているのかどうかをまず知りたいです。
学校教育課長	この定義については、国の方で定められている定義がございます。暴力行為で例えば児童、生徒間暴力、どこからカウントするの

かというようなところも取りまとめられた資料がございますので、学校からの報告についても、それに基づいてください、というような周知をしているところですので、数字自体は同じ土台に立っていると認識しております。

教育長

今、国レベルでやっている暴力行為といじめと不登校数の調査について8月にいつも発表があると思いますが、その調査名称は何ですか。以前の教育委員会でも不登校は問題行動ではないと確認してきたと思います。

学校教育課長

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」となっています。

教育長

調査上、問題行動は暴力行為といじめ、それと不登校の調査ということですね。わかりました。ご質問・ご意見、引き続きありましたらお願いします。

藤村委員

1 ページ目の棒グラフで、暴力行為について。いじめとかということについては、大体全国とか大阪府と同じような状況ですよ。この暴力行為だけが極端にこれだけ多いっていうのはどうしてなのでしょう。

学校教育課長

極端に多いからといって学校がすごく荒れているかということ、そういった状況ではございません。先ほど榊委員がおっしゃった、どのレベルで上げてくるかについても、学校にも周知しておりますし、特段、月ごとで急に増えた学校については、全件確認をして、そのレベルに相当するのかを調査したこともございます。

藤村委員

10倍違うというのは普通じゃないですよ。いじめだったら認知件数が増えるということは、教職員がしっかり子どもたちを見ていると理解はできるけれど、暴力行為はまた違うのだらう。摂津市特有の課題なら何なのか。それに対応したような施策も必要なのかなと思ったのですが、これだけ見て驚いた次第です。

教育長

今の質問に関わってなんですけど、29ページの下に、暴力行為の態様別がグラフになっています。このうち対教師暴力、対人暴力、器物損壊、これについては、そんなに判定が難しいというか、判断基準は難しくないと思います。このあたり、児童間暴力、生徒間暴力を抜いた他の件数での全国と府との千人率比較、昨年度についてはまだ発表されてないと思うのですが、令和5年、令和4年でもし調べることが可能なら、児童間暴力、生徒間暴力を抜いたそれぞれの比較をいただければと思います。これまでもよく論議になっていた児童間暴力、生徒間暴力、ケガもしていないし、これはケンカで手は出ているけれど暴力行為と言えない、あるいは言える。そのあたりの線の引き方で件数がかなり変わってくるのではないかと思いますので、可能でしたらまたお願いしたいと思います。

それから、一つ質問が今の暴力行為のところなのですが、いじめは認知件数、認知という言葉で発見したということなのですが、なぜこの暴力行為については発生件数になっているのか、そこは、すごく個人的には疑問に思います。府もしくは国にそのあたりを確認いただければなと思います。

榊委員

いじめ発見のきっかけ、32ページの下のところですね。先ほどご説明いただいたときに、担任の先生がよく子どもたちを見ているということは、それは非常に素晴らしい、喜ばしいことだとは思いますが、それと同時に本人が自らこのように助けを求めている数値が高いということと、保護者がそれに気づけているということにも、一応フォーカスを当てていただきたいなという思いが、親の立場からしてあります。本人が助けてと、先生なり保護者なり誰かは分からないですが、本人が誰かに言える。まだ心の強さが残っているうちにヘルプを出せたということは、それは良いことなのだよ、というのはちゃんと認めてあげて欲しいと思うところです。

あと、別のいじめ解消率のところ、3学期に新たないじめが複数件発生しているという一文があるのですが、これはその子どもたちが新年度に対する不安でストレスを抱えているからなのかなと思いました。このようなことが毎年のように3学期に起こるのであれば、例えばその時に、タイミングを見計らってそのストレスになっているであろう来年度への不安というものを解消する取り組み

をすれば数値は下がるのかなと思いました。

学校教育課長

1 点目のご意見ですが、榊委員のおっしゃるように、本人がどれだけ苦しい状況であったかを言える環境であったのかというのは非常に大事な観点だと思っております。いじめの発見のきっかけ、本人のところですけど、全国で言いますと小学校が 17.2%、中学校が 27.9%で、その数字から比較すると、小中共になかなか自分では言えてないのではないかなと思います。

また、いじめの相談状況の割合についても、小学校 6%となっておりますが、全国は 3.7%です。相談ができてないという状況が見受けられますので、そこについては安心できる学校環境づくりが必要であると思っております。

また、いじめの解消率に関わって 3 学期のいじめの認知件数ですが、例年ですと傾向としては 6 月が一番多いです。その次に多いのが 11 月。その後はいずれも下がっていくというような傾向でした。ただ、昨年度は 3 学期にちょっと増加しているような状況がありました。来年度への不安というのものもあるでしょうし、本来であると学級づくりがしっかりできてきますと、年度末にあたってはより安心できる環境が育ってくるはずなのですが、なかなか安心できないような状況が昨年度については特にあったのかなと考えております。

教育長

他はいかがでしょうか。

藤村委員

8 ページ。意見です。多分あまり賛同は得られないだろうと思うのだけれど、「学校が行うこと」の下から 2 つ目。「支援のゴールは登校ではないという価値観の共有」。これは誰が共有するのですか。学校の中で教職員が共有するのでしょうか。保護者と共有するのでしょうか。

学校教育課長

まずは、教職員だと思っております。子どもの自立、というのを最終的にきちんと力をつけるというのが目的ですので、それに基づくと、必ずしも学校、というのに縛られることなく、多様な支援を提供するというか、相談に乗るというのが、まずそういう姿勢で臨む

のが良いと思っております。保護者については、その保護者の思い、それから本人の思いもありますので、その子にとって何が一番大事なのかを適切にアセスメントして支援することが必要だと考えております。

藤村委員

あくまで意見です。国はこう言っていますよね、最終的には社会的な自立だと。でも一般論としてはそうなのだろう、色々な学びの場がある、あるいは学校に来なさいというプレッシャーは余計に子どもを追い詰めてしまうということもあるのだけれど、学校がこう思っているのかどうかと私は思うのです。指導の放棄になってしまう。実は、不登校の問題が大きく出だした時には、強い干渉、関わりは避けていきたいと、それからやっぱり考え方がだいぶ変わり、積極的な働きかけも必要となっていく中で、学校が保護者にはこれは絶対言えないでしょうとか、いや本当に信念を持っている保護者には言えるけれど、うちの子どもをなんとか学校にと思っている保護者に対しては、多分言わないだろうけれど、ゴールが学校に来ることじゃないんですよとは言えない。最大限やっぱり登校してもらいたいという担任や学校の持っている想いは全面的に出さないといけない。だから、書くことは、国もこう書いているので良いかと思うけれど、私はそのような意見を持っています。

大矢委員

保護者の声を聞きますと、やはり子どもに対してどうしても登校、登校って、いうのが大変なプレッシャーになっているという子どももいるので、一律にするわけにはいかないと思います。やっぱり、それぞれの子どもにとってどうするのがいいのかって考えた方が良いのではないかと思います。

学校教育課長

藤村委員のおっしゃる意味は非常によくわかりますし、まずはそれが前提であるっていうのは当然だと思って書いているつもりです。不登校にせよ、いじめ、暴力行為にせよ、そもそも学校の対応、やるべきことをまずきちんとやり、そして、それにこだわらず、この子の自立に向けて多様な支援を提供する。まず学校がやるべきことは絶対にする必要があるというのは、引き続き指導はしていきたいですし、そのスタンスで行くことは、揺らいでおりません。

教育長

他に不登校のところで、何かご意見・ご質問は、いかがでしょうか。

大矢委員

非常に良く分析されていると思い、本当に感心して拝見しました。結局小学校4年生、小学校5年生がなんか摂津市の子どもにとってしんどい学年でありますね。そこでいじめも増えるし、暴力も増えるし、不登校も増えるっていう、子どもたちがなんか、しんどい子どもたちがいるっていう、それはいい目の付け所だと思います。

この理由ですが、多分学習はそこで一段階上がるのですね。抽象概念が小学4年生くらいから始まるので、そこでついていけない、少し不安な子どもたちが増えるのではないのでしょうか。

お尋ねしたいのは、どの学校もそうなののでしょうか。第五中学校区で取り組んでいるところは不登校も減っていると聞いているのですが、やはり第五中学校区でも同じ状況なののでしょうか。小学4年生、小学5年生でそういう問題が増えるのか、あるいは学力の点では問題なく上手くいっているのでしょうか、ちょっと教えてください。

学校教育課長

学校ごとに見ますと、全校で小学5年生が厳しいという状況ではございません。特にここ数年、学校ごとの傾向というのは非常に学校ごとに異なっているような状況がございますので、総じて見えますと、小学校5年生、小学校4年生あたりに課題が見られる学年かなというふうに捉えられています。

大矢委員

ということは学力で心配のないと言ったら申し訳ないのですが、学力が厳しい学校はそういう傾向があるということですか。その相関関係ありますか。

学校教育課長

今、そこまでの相関関係までの資料はちょっと持ち合わせておりませんが。どのような支援が必要かというのは今も含めて考えておりますので、今後も分析を続けていきたいと考えています。

教育長	他に何かございますか。
大矢委員	あともう1つ、いじめの発見のきっかけですね、32ページ。ここで、榊委員がやっぱり本人が言えるっていうのはいいことだとおっしゃっていましたが、もう1つその友達の方ですね。周りの人が、他の児童生徒が、「あ、これいじめだな」という気づきがとても大切だと思います。福元職務代理者がいつもおっしゃっているように、正義が通る集団であれば子どもも気づきますし、そこで止めにも入れる。そこはとても大事なので、ここも伸ばしていけたらと思いました。
教育長	他にどうでしょうか。よろしいですかね。 私1点だけ、不登校のところで、不登校のその主たる要因に触れているところがあると思うのですが、学校生活にやる気が出ない、まあ無気力型と言われるやつですね。このあたりの説明については、これは調査報告書の教員による見立てだと思います。 ちょうど令和6年スタートする前の2月か3月に見立てが学校と、子どもたちと保護者でかなり違っている、という調査結果が出ていました。なかなか、それを確かめるような手立てというのは難しいとは思いますが、常に、先生、学校の見立てが、保護者や子どもたちの思いとずれているという可能性も含めて、学校への指導を継続していただければと思っていますので、お願いします。
教育長	令和6年度の報告について、これ以上なければ、次へ進みたいと思います。続いて令和7年度4月までの問題行動等について、引き続き、お願いします。
学校教育課長	[令和7年度4月までの問題行動等報告について説明]
教育長	後半の説明が終わりました。4月までの問題行動等についてご質問ございましたらお願いします。よろしいですか。特にご意見、ご質問ございませんので、次へ進みたいと思います。報告事項(5)「各課事業日程報告について」、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、私から先に1点ございます。学校園訪問の6月18日、べふこども園に訪問する日ですが、この後、第四中学校で午前11時50分から12時40分まで、外部講師が出前授業を行います。命の授業ということで中学校3年生対象に行う授業を、授業参観してはいかがかなと思っております。委員の皆様賛同いただけるなら、その日はべふこども園の訪問の後、第四中学校で授業参観し、その後市役所に戻りまして教育委員会定例会を30分遅らせて開催したく思うのですが、委員の皆様どうでしょう。よろしいですか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしということで、6月の教育委員会定例会については、午後2時から開始ということでお願いしたいのですが、可能でしょうか。

教育政策課

皆様よろしければそのようにご案内させていただきます。午後2時より開催でご予定をお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。他、事業日程についてご意見・ご質問ございましたらお願いします。

榊委員

5日の木曜日、私も参加できるので参加ということでお願いします。

教育長

訂正をお願いします。他ございますか。

藤村委員

今日は味舌小学校の運動会でした。雨で平日開催になり、どうなるかと思いましたが、学校の配慮が行き届いていると感じました。

教育長

よろしいですか。特にご意見・ご質問ございませんので、次へ進

	みたいと思います。その他（１）「摂津市教育振興基本計画総括報告書（素案）について」、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	〔摂津市教育振興基本計画総括報告書（素案）について説明〕
教育長	説明が終わりました。何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
藤村委員	レイアウトに関してですが、５ページ、コンパクトにまとめていると思いますが、事業と担当課が横並びで間に線があるのは違和感を覚えます。 また、指標という言葉が良く出てくるが、指標、つまり実績に関しては、計画期間の取組②の成果でよいのではないのでしょうか。 また、１０ページの課題と今後の方向性が対応しているのか聞かせてください。 それと、今後の方向性だけでも、一段落目は総評を書いて、細部はその後に書いた方が良いと思います。
教育長	私からは、これが令和６年度の点検評価を兼ねているなら、今後の方向性と考察というのが大事になってくるとと思います。考察の部分で、文章の温度の変化が感じられる。統一性をもたせるほうが読みやすく、伝わりやすいと思います。全体的なご質問として、藤村委員の意見に対して、小西課長、どうでしょうか。
教育政策課長	ご指摘いただいた文書の統一性、一つの総括しての報告書でございますので、指標でありますとか、文言についてもですね、わかりやすい表現となるよう検討させていただきます。
教育長	ほか、全般的なことに関わってご意見いかがでしょうか。それでは、個別も含めて、ご意見がございましたらお願いします。
藤村委員	基本目標① ７ページで、この事業についての評価として、「あなたの学校では、日本語指導を実施するに当たって組織的な体制が構築されていると思いますか。」ということで、７８．４％でほかに比

べて低いというように組織的体制が不十分でないのがいくつかあったんですね。これを課題として、学校体制をどう作っていくのかという指摘がほしいなと思いました。また、10ページの今後の方向性の中で、人権感覚の醸成と書かれているが、今、摂津市の子どもたちの課題でいえば、意欲とか態度を実際に行為に結びつける実践力に課題があるように思っているので、人権感覚の醸成という言葉を使ってもいいとは思いますが、その辺り、また考えていただければと思います。

教育長

それぞれ区切りましょうか。基本目標①「豊かな心を育む教育」について、他に意見等ございますでしょうか。私は、ここで人権教育を取り上げているのであれば、多様性についても本市の実態からも切り離せない。今後の方向性ではっきり述べた方がいいかなと思います。

大矢委員

今回、9ページを見ると目標値ラインが示されています。これまではなかったもので、非常にわかりやすくなっています。

教育長

それでは、次に基本目標②に関して、ご意見ありましたらお願いします。

藤村委員

18ページ、15校全部で1人でも派遣されていれば、それでいいのか。また23ページを見ると、学習サポーターの活用頻度について、学校間で差があるように見えるのはどういうことなのか。派遣の実態が分かるように詳しく書くべきではないでしょうか。

19ページ、学力向上推進事業で、この表の上部の記載は、SUNSUN塾で、下部は摂津市全体、これを一緒にしてしまうのはどうなのか。映像事業サービスタイトルの映像の活用状況はどこかありましたか。

23ページ、成果指標の最後の段落にある文中で、「一部の子どもたちの」の表記は、苦勞されたと思いますが、不要ではないでしょうか。

教育長

ほかどうでしょうか。では、私から、確かな学力を章立てで考え

た時に、本市で伸ばしたい力は何なのか、大きな柱に触れなければ、指標とか事業の選定がぼんやりしたものになるので、そのあたりをはっきりさせてもらいたいと思います。

大矢委員

全国学力テストで全国平均を目指すのもいいのですが、個別の子どもたちのことを考えると、子どもたちが行きたい進路に行けるようにすることが最終的に社会的自立に繋がるのではないかと思います。そうすると全国学力テストを目標にするのではなく、難しい目標になると思う。

教育長

ここまでで、田中課長、何かありますか。

学校教育課長

学習サポーターにつきましては、学校によっては、通にくいことが原因で人材確保できないケースもございます。SUNSUN 塾の映像活用については資料を確認いたします。求められている学力につきましては、生きる力というのは簡単なのですが、非認知能力も含めつけていく必要があると考えております。学習への意欲等が高まっている一方、基礎の定着に課題があると認識しております。

教育長

基本目標③、④辺りで、ご意見があればお願いします。

藤村委員

35 ページ、防災教育の推進については、極めて大切なものではありますが、大きな課題であると感じております。37 ページでは、課題として、家庭と地域の連携不足があるように思えますが、学校は避難訓練に取り組んでいること以外に何をしているのでしょうか。重要なテーマであるという書きぶりが必要であると思います。

大矢委員

基本目標③、運動能力テストの結果には、中々取組がうまくいっていないところなので、課題があると考えています。目標にあげている限り、どうするのかと思うのですが、優先順位をつけてもなかなか手の届かないところなのではないでしょうか。

学校教育課長

学力問題と同等に重要な課題と感じています。課題として捉えているのは、特に中学校では体育の授業が楽しいと思えない数が課題

であり、小学校では学校の体育以外に体を動かす機会がないことが課題であると感じています。授業をどのように改善していけるのか。市の教員の自主的な研究団体がございますので、当該団体と当該課が連携して、授業作りの研修に取り組んでいくことを考えています。小学校につきましては、学校ごとに例えば、体力テストを1年生から6年生まで、計測する日を設けて、その日に向けて頑張る取組とか、数校で実施しており、一定の効果があつたと聞いております。これを水平展開していくことも考えております。

教育長

ほか、どうでしょうか。それでは、基本目標⑤についてはどうでしょうか。

藤村委員

42ページの4において、強肯定あるが、他は強肯定ではないのでしょうか。本来は強肯定がもっと高い数字であるべきなんだろうなと感じております。さらに、今後の学校の体制も課題ではないかなと思います。また、「発達支持的生徒指導」の説明がいるのではないのでしょうか。

学校教育課長

「発達支持的生徒指導」については、追記していきます。

教育長

基本目標⑤は、ほかよろしいでしょうか。次は、生涯学習関係になります。基本目標⑥から⑧までについては、いかがでしょうか。

大矢委員

基本目標⑧の達成率を見ると、厳しい状況だと思いました。公民館で講座を開いても参加する人が減っているということでしょうか。今の70代の人はとても学ぶ意欲が高くて、カルチャースクールに行くことが流行っていたのですが、その下の年代になると、学びのチャンスを作ろうとする意欲が低いのではないかと感じています。これは摂津市だけでなく社会全体の傾向なのではないでしょうか。

生涯学習課長

公民館の利用者はおっしゃるとおり、70代、80代と高齢者の割合が高い傾向にあります。若年層にどのように公民館をご利用いただくか。色々、方策を考えております。傾向的に、他市でも同様のようです。参加率が増えるような講座を考えていく必要があると

認識しています。

教育長

ほか、どうでしょうか。

藤村委員

59ページ、こども会の年間活動回数の指標は、分かりやすいと思います。すべてこのようにできたらいいなと思う。

教育長

私から、基本目標⑧の人づくりのところで、今後の方向性で、PTA、地域の様々な団体のことに触れながら意見をまとめているのですが、ある方からPTAの経験がない方がこれ以上増えていくと、結局、地域の人材が減っていくという話を聞きました。PTA活動で人と繋がるとか、学校、こども達に貢献する活動、この経験が地域人材に繋がっていく。PTA活動の重要性、これが一つと、生涯学習的な地域での学びを考えれば、高校生や大学生をどのように参加してもらい組織化するのか、そういった視点でもう少し考察をした方がいいかなと思っています。

教育長

最後に、基本目標⑨以降の教育施設にかかわる部分で何かあればお願いします。

藤村委員

最後のおわりに、「育成は、わたしたちの責務」と書いてありますが、「わたしたち」は誰を指すのでしょうか。「わたしたちの責務であります」の「わたしたち」は要らないのではないのでしょうか。全体通じて、第2次の基本計画の構想などは、そのスケジュールはどのように考えていますか。

教育政策課長

教育大綱については7月23日。総合教育会議が開催される予定です。第一次計画から第二次計画の理念に大きな変更があることは想定していません。計画策定につきましては、教育大綱が示されたのち、令和7年度内に作成を考えています。

藤村委員

教育大綱は、市長部局から示され、変わりうるということなんです。国の基本計画がかなり変わる。国が大きく変わっていく中で、次期基本計画では、学校の働き方改革についても検討が必要である

	ように感じました。
教育政策課長	新しいことに取り組むのであれば来年度予算への反映が必要となってきます。それも念頭に置きながら、次期計画を進めてまいりたいと考えております。
教育長	本編そのもので、ほかにご意見ありますか。
大矢委員	市長に総括をお見せして説明するということですね。見せるのであれば、本市の教育の課題がどこにあるのか最後に分かりやすくまとめて書くべきではないかと思います。3月の各校のヒアリングでは、各校が「同僚性」をあげているのであれば、そういった文言も必要ではないでしょうか。「おわりに」をわかりやすくお願いします。
教育長	今日の意見も含めて、改訂しながら、ここで学識経験者のご意見もいただくのですね。次の教育委員会でもう一度示していただけるということですね。
大矢委員	学識経験者は、もう決まっているのでしょうか。
教育政策課長	甲南大学の岡邑先生、大阪つくば開成高校の村田先生にお願いしております。
学校教育課長	私の方から数値の訂正がございます。35ページに数字の訂正がございました。正しくは、防災教育に関する肯定回答の割合は、82.9%の誤りでございました。それに基づいた指標等も確認してまいります。
教育長	報告について、その他、ご意見ございますでしょうか。
榊委員	目次がシンプル過ぎると思います。基本目標は何についての目標なのかが分からないので、読みにくい。見出しなりもう少し分かりやすくして欲しいです。

藤村委員

事業に関する評価で、一般論や総論はやり取りしても仕方ない。学識の先生に対して、どこに対して意見が欲しいのかピックアップしたうえで、意見をいただくと意義があるものになると思う。学校現場も少し見てもらうのもいいのではないかな。

教育長

他にご意見ご質問は無いでしょうか。ご質問等が無いようなので、それでは、その他（１）「摂津市教育振興基本計画総括報告書（素案）について」これで終了します。これで秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。

まず、議案第２０号「令和７年度一般会計補正予算第１号原案承認の件」について、教育政策課から説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。

本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。